中間検査実施マニュアル

平成16年3月 令和7年2月一部改正

沖縄県土木建築部建築指導課

1-1 沖縄県における中間検査制度 •••• 1 1-2 建築基準法による 中間検査に係る特定工程等の指定 第2章 中間検査実施手順等 2-1 事務手続フロー •••• 4 2-2 中間検査実施手順 5 2-3 完了検査との関係 9 第3章 中間検査チェックシート等 •中間検査申請に必要な図書一覧 ----11 ・工事監理の状況報告の書き方例12 ・中間検査チェックシート20

(別 添)

- •中間検査様式(建築基準法施行規則関係)
- •施行計画報告書(沖縄県建築基準法施行細則関係)
- ·施行結果報告書(沖縄県建築基準法施行細則関係)
- •鉄骨工事施工状況報告書(参考例)

第1章 沖縄県における中間検査制度

第1章 沖縄県における中間検査制度

1-1 沖縄県における中間検査制度

平成10年6月12日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)により、「建築物に関する中間検査」(建築基準法第7条の3)の制度が創設され、平成11年5月1日から施行されました。

この制度は、「阪神・淡路大震災」での建築物の倒壊の原因の一つが施工不良であることが判明したことを契機として、施工管理及び工事監理を徹底する目的で設けられたものです。

「中間検査制度」の具体的な内容は、特定行政庁が必要に応じ、その地方の建築物の 建築動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案し、一定の構造、用途等の建築物 について、「中間検査」を受けるべき工程(特定工程)を指定し、指定された建築物は建築 主事等の「中間検査合格証」の交付を受けなければ特定工程後の工程に係る工事を実 施できない制度です。

本県においては、他都道府県の状況と異なり、言わば「工務店建築」「ハウスメーカーによるプレハブ住宅」による木造又は軽量鉄骨造の建築物が少なく、個別的に建築士が設計、工事監理を行い、構造においても鉄筋コンクリート造の建築物が大半を占めているのが実状です。

しかしながら「阪神・淡路大震災」において、あらゆる構造の建築物に被害が発生した 状況を鑑みれば、本県においても建築物の安全性を確保するため工事監理の徹底を図 る必要があり、「中間検査」を導入することが、建築物の安全性に対する監理者全体の意 識や技術の向上に重要な役割を果たすものと考えます。

また、同年の建築基準法改正により民間の指定確認検査機関が確認・検査業務を行うことができることとなりましたが、同検査機関の活用に伴い、行政は監査、違反是正、処分等の間接コントロールを中心とする体制が整いつつあり、このような状況も踏まえ、「中間検査」の導入など建築規制の実効性確保のための施策を推進する必要があります。

本県(那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市、うるま市を除く。)では、不特定多数又は社会的弱者等が利用する特殊建築物や一戸建て住宅(分譲住宅に限る。)等について、一定の規模に限り、当該建築物の工事施工中に建築主事等が建築基準関係規定に適合するかを検査することが必要なものとして、特定工程等の指定を行うこととしました。

1-2 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

平成 16 年1月 27 日 沖縄県告示第 51 号 改正 平成 17 年3月 22 日 沖縄県告示第 208 号 平成 19 年1月 26 日 沖縄県告示第 46 号 平成 19 年5月 26 日 沖縄県告示第 358 号 平成 22 年 2 月 19 日 沖縄県告示第 89 号 平成 27 年 2 月 6日 沖縄県告示第 80 号 平成 30 年 2月 13 日 沖縄県告示第 78 号 令和3年2月 26 日 沖縄県告示第 88 号 令和7年2月 28 日 沖縄県告示第 97 号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下、「法」という。)第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を次のように指定する。

この告示は、平成 16 年3月1日(以下、「施行日」という。)から施行し、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるため書類を提出する建築物について適用する。

1 中間検査を行う区域

那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市及びうるま市の区域を除く沖縄県全域とする。

2 中間検査を行う期間

平成 16 年3月1日から令和 10 年2月 29 日までの 24 年間

- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造及び規模のもの
 - (1) 法別表第1(い)欄(一)から(四)に定める特殊建築物(共同住宅を除く。)で、地階を除く 階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
 - (2) 一戸建ての住宅(分譲住宅に限る。)、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの(共同住宅にあっては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。)

4 指定する特定工程

次のとおりとする。なお、2以上の構造を併用した建築物にあっては、1階床面積が最大の構造のものを特定工程とし、増築等の場合は、初めての工事を施工する階を1階と読み替える。

- (1) 鉄骨造にあっては、1階の鉄骨の建て方工事の完了時
- (2) 筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造にあっては、2階の床版(階数が1の建築物にあっては屋根版)の配筋工事等の完了時
- (3) 造にあっては、1階の構造耐力上主要な軸組工事(枠組み壁工法は耐力壁)等の工事完了時

- (4) その他の構造にあっては、基礎配筋工事の完了時
- 5 指定する特定工程後の工程 次のとおりとする。
- (1) 鉄骨造にあっては、構造上主要な部分の鉄骨を覆う工事、壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造にあっては、2階の床版(階数が1の建築物にあっては屋根版)のコンクリート打ち込み工事等
- (3) 木造にあっては、構造耐力上主要な軸組(枠組み壁工法は耐力壁)等が隠蔽されることとなる外装工事又は内装工事
- (4) その他の構造にあっては、基礎のコンクリートの打ち込み工事等

6 適用除外

以下の建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第 18 条の適用を受ける国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (2) 法第85条各項の適用を受ける建築物
- (3) 法第6条の4第1項第1号及び第2号に掲げる建築物又は法第 68 条の 20 第1項に規定 する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価(建設住宅性能評価)を受ける住宅

前文(抄) (平成 17 年3月 22 日告示 208 号) 平成 17 年4月1日から施行する。

前文(抄) (平成 19年1月 26日告示 46号) 平成 19年1月 26日から施行する。

前文(抄) (平成 19年5月22日告示358号) 平成19年6月20日から施行する。

前文(抄) (平成 22 年2月 19 日告示 89 号) 平成 22 年2月 19 日から施行する。

前文(抄) (平成 27 年2月6日告示 80 号) 平成 27 年2月6日から施行する。

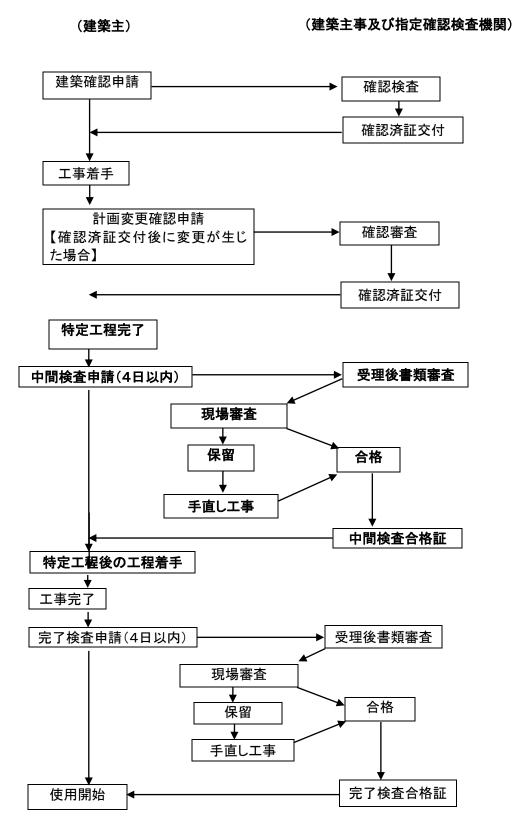
前文(抄) (平成 30 年2月 13 日告示 78 号) 平成 30 年2月 13 日から施行する。

前文(抄) (令和3年2月26日告示88号) 令和3年2月26日から施行する。 前文(抄) (令和7年2月28日告示97号) 令和7年2月28日から施行する。

第2章 中間検査実施手順等

2-1 中間検査事務手続フロー

(建築確認申請から、建物の完成(使用開始)までのフロー)



2-2 中間検査実施手順

(1) 中間検査申請の事前打合せ

1)中間検査日程の調整

中間検査対象建築物について、工事監理者等の関係者は、申請書提出以前に検査 員と特定工程の工事終了予定日の連絡を密にし、検査の実施日を相互に調整してお く。

2)中間検査申請に必要な書類と記入方法の確認

特定工程に係る工事が完了する前、早い段階で、中間検査申請書(省令第26号様式)や検査に必要な書類(第3章参照)の記入方法等について打合せを行う。

(2) 中間検査申請書の提出と受理

中間検査の申請と検査手数料の納付

建築主は、特定工程に係る工事が完了してから4日以内に中間検査を申請することに なっている。

1)建築主事(各土木事務所、各支庁)への申請の場合

中間検査申請書(省令第26号様式)に必要事項を記載し添付書類(確認申請の副本等)を添え、手数料(県証紙で納付)とともに各管轄土木事務所建築課(各支庁土木建築課建築係)に提出する。

2)指定確認検査機関の場合

各指定確認検査機関の申請手数料及び申請様式による。

※検査申請手数料に係る検査対象床面積について

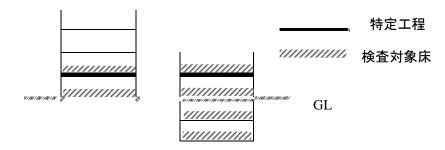
中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積に応じて、下記のとおりとなる。

(沖縄県建築	基準法施行網	⊱例筆 29	冬の 8)
八八吨水灶木	坐十四心门不	こりリオフ とり	* • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

中間検		30	100	200	500	1,000	2,000	10,000	50,000
査を行う	30	を超え	を超え	を超え	を超え	を超え	を超え	を超え	を超え
部分の	以内	100	200	500	1,000	2,000	10,000	50,000	るもの
床面積		以内	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
の合計									
(m²)									
手 数 料	13,000	16,000	22,000	28,000	49,000	66,000	147,000	222,000	407,000
(円)									

中間検査手数料は、特定工程に達した段階での床面積に応じて算定することになるので、 検査の申請にあたっては施工されている部分の床面積を算定しておく必要がある。

【床面積の算定方法】(網かけ部分が床面積算定対象部分)



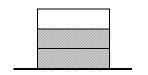
中間検査の段階ではり又は配筋の工事が完了している部分について、床があるものとみなして床面積を算定する。(平成 11 年4月 28 日住指発第 202 号)

※検査対象建築物について

中間検査対象建築物は、対象となる用途に供する部分のみでなく棟ごとに建築物全体の 規模により判断する。また、増築及び改築については、その部分の規模により判断する。 用途変更については、対象とならない。

【増築工事の例】(網かけ部分が既存部分)

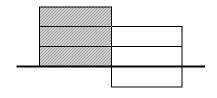
◆ケース1 3階部分の増築(増築部分の面積500平方メートル以内)



- ・増築後の階数は3となるが、増築に係る部分の階数が1で面積が500平方メートル以内なので検査対象外。
- ◆ケース2 増築後500平方メートル超(増築部分の面積が500平方メートル以内で、 階数が1)



- ・増築後の延べ面積は500平方メートル を越えているが、増築に係る部分の面 積が500平方メートル以下で地階を除く 階数が2以下なので、検査対象外。
- ◆ケース3 増築後500平方メートル超(増築部分の面積が500平方メートル以内で、 地上2階地下1階)



・増築後の延べ面積は500平方メートル を越えているが、増築に係る部分の面 積が500平方メートル以下で地階を除く 階数が2以下なので、検査対象外。

2)中間検査申請書の提出

中間検査申請書受理の要件。

- ①工事監理者が工事着工前に選任され、業務を行っていること。(※この場合、建築主と工事監理者との契約が交わされていることが望ましい。)
- ②工事監理者の監理業務を行い、必要な手直しがなされていること。
- ③設計変更があった場合は、計画変更確認申請等の必要な手続きがなされていること。(②にも関連する)
- ④「工事監理の状況(省令第26号様式第4面)」が的確に記載されていること。

(3) 中間検査の方法

1)中間検査申請受理後4日以内に検査

工事監理者等の関係者は、申請書提出以前に特定工程の工事終了予定日の連絡を密にし、検査の実施日を相互に調整しておく必要がある。

2)検査の内容

検査の内容は、基本的には次の部分で構成される。

- ①特定工程の部分の適合性確認
- ②特定工程に関わる前工程の部分の適合性確認
- ③①、②以外の部分の適合性確認(例えば意匠関係の敷地及び建築物に関する法的 適合性)

3)中間検査の方法

①中間検査は現場検査とする。

書類のみによる検査、写真のみによる検査は認められない。必ず検査員が施工現場に赴き、検査を行うことになる。また、中間検査は工事中の建築物の適法性の検査と同時に、工事監理体制のチェックも行うので、工事監理者の立ち会いが必要であり、検査時の指示はこの工事監理者へ行うものとする。

②中間検査では、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているかを検査する。

中間検査においては、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを 検査することになっており、その検査項目は特定工程の工事に関するものだけでなく、 特定工程以前の工事についても検査対象となる。

したがって、現場検査においても、特定工程以前の工事に関する資料の提示、ヒ アリング等により、法適合性を判断することとなる。

なお、現場の全ての部位を検査するものではなく、原則として抽出による検査を行うものとするが、実施検査に不具合がある場合や比較的小規模な工事の場合は、 全数検査を前提として行うこともある。

- ③中間検査は次の3方法で行われる。
 - •目視検査

目視により、設置の有無、材料の表示等を検査する。

•計測検査

簡易な計測機器等を用いて検査する。

報告書等

目視検査及び計測検査の他に、工事監理の状況報告、建築工事施工計画報告書、建築工事施工結果報告書等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行う。

④中間検査は、建築確認の申請書(副本)により行われ、施工現場との一致を基本とする。設計変更を生じた場合には、軽微な変更を除き検査前に変更の手続きを終えた図面により検査が行われる。

(4) 検査の判定方法

検査の最終的な判定は、法令の基準によるが、構造の種別等によっては法令そのものに具体的な記述がない場合がある。

- 1) このような場合には、確認の申請書及びその添付図書と施工状況との照合を行い、これに不整合の部分がある場合には、その事実を指摘すればよいこととする(一次スクリーニング)
- 2) この指摘に関する対応(二次スクリーニング)
 - ①この指摘に対して、設計変更で対応可能な場合には、その内容が適正であることを確認した上で、必要な設計変更にかかる確認に関する手続きを指導し、変更部分の検査結果が適合していることを確認する。※1、※2
 - ②この指摘に対して、何らかの適切な説明がなされない場合は、建築基準関係規定 に適合していることが判断できないため、合格証が交付できない。
 - ※1 確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第 12条第3項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の提出を求 める場合がある。
 - ※2 この場合に、仕様規定との照合により確認できる場合など検査の現場において 容易に法令との照合が可能な部分については、とりあえず検査を実施し、その後 法第12条第5項の報告を求める場合がある。

(5) 検査後の処理

1) 合格の場合

現場検査終了後、中間検査合格証を交付する旨を伝え、速やかに中間検査合格証発行の手続きが行われる。

2) 指摘事項等がある場合

- 指摘内容(確認申請図書との不整合)の確認
- ・対応方法(是正工事、不足書類等)の確認
- ・対応後の報告方法についての打ち合わせ(写真提出、書類(写)の提出等)を行う。
- ・指摘箇所が是正されたときは、1)合格の場合と同様の手続きを行う。
- ・法令に適合していることが証明できない場合は、中間検査済証の交付ができない。 (後続工程として指定された工事を施工してはならない。)

2-3 完了検査との関係

建築基準法第7条の3第7項の規定により完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくても良いことになっている。

しかし、中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なっている状況となっている 場合には、完了検査時に改めて検査を行う必要がある。

■中間検査実施手順

■中間検査実施手順	
中間検査実施手順	内容
(1)中間検査申請の	1)中間検査の周知及び検査日程の調整
事前打ち合わせ	・確認済証交付時の中間検査対象建築物である旨の周知
	・検査実施日の日程調整
	2)中間検査申請に必要な書類と記入方法の確認
	・検査に必要な書類及び記入方法の確認
	・工事監理者の選任を行うこと
	・設計変更がある場合、計画変更確認申請等を行うこと
(2)中間検査申請書	1)中間検査の申請と検査手数料の納付
の提出と受理	・特定工程に係る工事が完了してから4日以内に申請
の提出と文理	※申請先:各土木事務所・支庁又は指定確認検査機関
	2)中間検査申請書の受理
	※受理要件
	・工事監理者の選任
	・設計変更があった場合、計画変更確認申請が行われていること
	・工事監理の状況報告(申請様式第4面)が的確に記載されていること
(3)中間検査の方法	1)中間検査受理後4日以内に検査 2)検査の内容
	・工事監理の状況報告(申請書様式第4面)及びチェックシートによって、報
	告書審査・目視検査を行い、必要に応じて計測等を行う。このほか、必要
	な場合には報告書を求め審査する。
	3)中間検査の方法
	①現場到着時の確認事項
	・建築確認表示板の設置確認
	・工事現場の危害防止→仮囲い、防護網等の設置状況等
	②工事監理の状況報告(申請様式第4面)等の審査
	・工事監理者の監理・検査結果を報告書の審査及びヒアリングによって把
	握する。
	・チェックシートにより報告書審査等を行う。
	③現場審査
	・チェックシートにより目視検査等を行う。
(4)検査の判定方法	1)一次スクリーニング
	・確認申請書及び添付図書との照合を行い、これに不整合がある場合に
	はその事実を指摘する。
	2)二次スクリーニング(指摘に対する対応)
	・この指摘に対して、設計変更で対応可能な場合には、変更確認申請等を
	行う。また、容易に法令との照合が可能な場合は検査を実施し、その後、
	報告書等により確認する。
	・法令に適合していることが証明できないときは、中間検査合格証が交付
	できない。
(5)検査後の処理	1)合格の場合
~ // // / / / / / / / / / / / / / / / /	現場検査終了後、中間検査合格証を交付する旨を伝え、帰庁後、速
	やかに、合格証発行の手続きが行われる。
	2)合格証が交付できない場合
	・現場検査終了後、指摘内容を確認し、対応方法について打ち合わせる。
	・・指摘箇所が是正されたときは、直ちに合格の手続きを行う。
	・法令に適合していることが証明できない場合は、中間検査済証の交付が ・ できない、(終結工程として指定された工事を施工してはならない。)
	できない。(後続工程として指定された工事を施工してはならない。)

第3章 中間検査チェックシート等

■中間検査申請に必要な図書一覧

中間検査申請必要図書	部数	提出時
1.中間検査申請書(規則別記第26号様式第1面、2面、3面)	1	申請時
2.工事監理の状況報告書(規則別記第26号様式 第4面)	1	申請時
3.添付図書 (1)当該建築物の計画に係わる確認に要した図書(副本) (2)計画変更の確認に要した図書(副本) (3)その他特に必要と認 める書類	1 1 1	申請請申
4.中間検査チェックシート(意匠・設備)(RC、S、木造) ※検査方法欄の監理者によって検査を行った検査方法(A,B又はC)に〇印を記入すること。 ※指摘事項がある場合など必要な場合、写し1部を返却する。	2	検査時
5.工事施工状況写真 ※特定工程以前の工程に関する構造耐力上主要な部分、耐力壁、基礎配筋等について準備する こと。提出された写真は、適法性の確認に時間を要するなど、特殊な事情がない限り早急に返 却する。	1	検査時
6.その他検査参考資料(例) ※通常監理報告に必要な資料を現場検査時にチェックできるよう準備すること。提出された資料 は、適法性の確認に時間を要するなど、特殊な事情がない限り早急に返却する。		
1)鉄筋コンクリート工事関係		
①コンクリート工事施工計画報告書(沖縄県建築基準法施行細則第38号様式) 若しくはコンクリート配合計画書	1	検査時
②コンクリート工事施工結果報告書(沖縄県建築基準法施行細則第39号様式)	1	検査時
③鉄筋ミルシート	1	検査時
④鉄筋圧接抜取り引張試験(又は超音波探傷試験)結果	1	検査時
⑤杭工事施工結果報告書	1	検査時
⑥その他必要と認める書類	1	検査時
2)鉄骨工事関係		
①鉄骨工事施工状況報告書	1	検査時
②製作要領書	1	検査時
③鋼材ミルシート	1	検査時
④溶接部社内検査結果報告書	1	検査時
⑤溶接部受入検査結果報告書(第三者検査)	1	検査時
⑥鉄骨精度測定結果	1	検査時
⑦その他必要と認める書類	1	検査時

■工事監理の状況報告の書き方例

※建築構造審査要領〈付〉中間検査実施マニュアル 監修 建設省住宅局建築指導課 編集 日本建築主事会議構造研究部会

より

鉄筋コンクリート造

(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の 内容につい て設計者に 確認した事 項	照合方法	照合結果(不 適の場合に は建築主に 対して行った 報告の内容)
敷地の形状、 高さ、衛生及	擁壁	・設置の状況(H=1.8m)	構造詳細図 構造計算書	なし	・土工事の工程終了後に現場 で照合	適
び安全	擁壁の支持	・種類(ローム)	仕様書	なし		適
	地盤	·地耐力(7t/m ²)		なし		適
		(その他、集団規定に	 関することは 	 、この欄に別i 	 金記載する) 	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材	くい (材料)	・種類(場所打ちコンクリートくい)工法(アースドリル)径1,000~2,000mm長さ L=30m	構造詳細図 基礎伏図 仕様書	なし	・工場試験書類の確認、受入 れ時の検査及び工程終了時 に現場で照合	適
料(接合材料		・支持層(土丹)		なし		適
を含む)の種類、品質、形状及び寸法	鉄筋	·材料、種類、規格、品質、 形状、寸法 D10~D16(SD295A)	構造詳細図 仕様書	_	・ミルシート書類審査、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	コンクリート	D19~D25(SD345)・材料、種類、規格、品質、(普通コンクリートFc=270)	構造詳細図仕様書	なし	・配合計画書、報告書による 書類審査及び供試体による4 週試験結果の確認	適
			祝報告書を参	考にして作成・	~	
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐	基礎	・位置、形状、寸法	基礎伏図 構造詳細図	なし	・工程終了時に現場で照合	適
力上主要な部		・配筋の本数、配置		なし	・同上	適
分に用いる材		・くい頭の処理、補強		なし	・同上	適
料の接合状 況、接合部分	くい	•位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	・同上	適
の形状等		・偏心距離(最大350)	くい伏図 構造詳細図	偏心の処理 方法	・同上	適(偏心によるフーチング、基礎ばり変更確認申請済)
	柱	・主筋の本数、径	床伏図 構造詳細図	なし	・工程終了時に現場で照合	適
		・フープの径、ピッチと位置	仕様書	なし	・同上	適
	はり(小ばり 含む)	・主筋の本数、径、位置	床伏図 構造詳細図	なし	·同上	適
		・主筋の定着	仕様書	なし	·同上	適
		・スターラップの径、ピッチと位置		なし	·同上	適
		・継手の位置、長さ		なし	·同上	適
		・貫通孔の位置と補強方法	大臣認定 (財)日本建 築センター 評価仕様	なし	-同上	適
			構造計算書			

	継手	・ガス圧接継手の形状と位置	(社)日本圧 接協会ガス 圧接仕様	なし	・同上	適
		•特殊継手		なし	・同上	適
	スラブ (ベタ基礎含 む)	・主筋の向き、径とピッチ及び位置	床伏図 構造詳細図 仕様書	なし	・工程終了時に現場で照合	適
		・主筋、配筋の定着と継手	12.13.12	なし	・同上	適
		•設備配管補強		なし	・同上	適
		・出入隅部、開口部の配筋による補強		なし	・同上	適
	壁	・壁筋の径とピッチ、定着と継手	床伏図 構造詳細図	なし	·同上	適
		・開口部分の補強	仕様書	なし	·同上	適
		・スリットの位置と施工状況		なし	・同上	適
	階段	・階段筋の本数、径と定着	構造詳細図 仕様書	なし	・同上	適
		(その他防火、避難等に関す	 る主要構造部	 S等についても	 、以下に記載する)	
建築物の各部 分の位置、形 状及び大きさ		(左記の事項	 について、この 	 の欄に記載す 	 -\$) 	
構造耐力上主 要な部分の防 錆、防腐及び 防蟻措置及び 状況		(左記の事項	 について、この 	 	- శ్ర	
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況		(左記の事項	について、こ	 の欄に記載す 	-3)	
居室の内装の 仕上げに用い る建築材料の 種別及び当該 建築材料を用 いる部分の面 積		(左記の事項	 について、こ	の欄に記載す	-\$)	
天井及び壁の 室内に面する 部分に係る仕 上げの材料の 種別及び厚さ		(左記の事項	 について、この 	 	ි 	
開口部に設け る建具の種類 及び大きさ		(左記の事項	について、こ(-శ్ర	
建築設備に用いた。 は、 を を を を は を に に に に に に に に に に に に に		(左記の事項	について、こ	の欄に記載す		
備考	工事監理体制					

記入上の注意

- ① 申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建 築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、 で記載してください。ただし、成に中間検査を受けたものにありては、この中間を直則の中間検査を中間した建業工事に対してロンプロには、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を 行つた者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行つた者、 試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第 82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号 に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載して ください。
- ⑦「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用 を受ける部分について記載してください。
- ⑨施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に 応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の 場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ① ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ① この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の 内容につい て設計者に 確認した事 項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、 高さ、衛生及	擁壁	・設置の状況(H=1.8m)	配置図 構造詳細図	なし	・土工事の工程終了後に現場で照合	適
び安全	擁壁の支持 地盤	・種類(ローム) ・地耐力(7t/㎡)	構造計算書仕様書	なし なし	・載荷試験の結果と仕様書等との照合	適 適
		(その他、集団規定に	 関することは	 この欄に別	 途記載する)	
主要構造部及	< <i>ι</i> ν	・工法(先端根固め工法)	仕様書	なし	・工場の試験書類の確認、受	適
び主要構造部	(材料)	・種類(既製ぐい)	構造詳細図	なし	入れ時の検査及び工程終了	適
以外の構造耐力に主要な知		│ ▶ 規格、品質	基礎伏図		時に現場で照合	
カ上主要な部 分に用いる材		PHCぐいC種・B種				
料(接合材料		径600~800mm				
を含む)の種 類、品質、形		長さ L=20m				
_{類、加貝、形} 状及び寸法		·支持層 砂礫	仕様書	なし	. 工租市产业网集选 生性园	適
		入河川 炒味	本 構造計算書	.40	・工程中に地層構成、支持層 (砂礫)等を確認	NFG
	细壮生	 		<i>†</i> >1		油
	鋼材等	・材料、種類、規格、仕上げ、品質、	仕様書	なし	・ミルシートによる書類審査、	適
	(鉄筋以外)	形状、寸法	構造詳細図		受入れ時の検査及び工程終 了時に現場で照合	
		BCP325、SN400B、SM490A	各階伏図	4-1		,
		- 圧縮材の有効細長比	軸組図	なし	・同上	適
			断面リスト			
	溶接材料	・鋼材と溶接方法に対応した溶接	仕様書	なし	・工場検査時に照合確認	
		材料	構造詳細図			
			製作要領書			
	高カボルト	•形状、寸法、品質	仕様書	なし	・ミルシートによる書類審査、	適
		S10T、M20、M22	構造詳細図	なし	受入れ時の検査及び工程終	適
		・ボルト孔の径	構造詳細図		了時に現場で照合 	
	アンカーボル	•形状、寸法、品質、径	仕様書	なし	•同上	適
	۲	SS400, M25	構造詳細図			
		・ボルト孔の径		なし	・同上	適
	鋼材等(鉄筋)	 •材料、種類、規格、径	仕様書	なし	·同上	適
		SD295A, SD345, D10~D19	構造詳細図			
	コンクリート	·材料、種類、規格	仕様書	なし		適
		(普通コンクリート Fc=240)	構造計算書		・配合計画書・報告書による書 類審査及び現場水中養生供 試体による4週圧縮強度試験 結果の確認	-
		(4週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨を 試験結果については別紙参照)~施コ				
	床材	•材料、寸法、形状	仕様書	なし	・受入れ時の検査及び工程終	適
		合成スラブ	構造詳細図		了時に現場で確認	
			仕上表			
		(その他の防火避難関係の主	 要構造部等に 	 :ついても、以 	 下この欄に記載する) 	
	基礎	·位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	・工程終了時に現場で照合	適
			構造詳細図			~~
主要構造部及		 ・配筋の本数、配置	断面リスト	なし	 ・同上	適
び主要構造部		・くい頭の処理	構造詳細図	-	·同上	適
以外の構造耐	(1)	・位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	· 向上	適
カ上主要な部 分に用いる材	\u0'		基礎休凶	は 偏心の処理		旭
料の接合状		·偏心距離(最大350) 			- 日工	適(偏心によ
況、接合部分の形状等			構造詳細図	力法		る基礎ばり、
の形状等			断面リスト			フーチングの 計画変更確 認申請済)

_

		(その他のRC造部分につい	へての工事監	理の状況をこ	の欄に記載する)	
	柱とはりの 接合部分	・溶接方法(工場溶接、CO2半自動溶接など)1.0F	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	・工場検査時における製作要領書及び検査書類の確認	適
		·鉄骨加工工場(認定工場) [平成10年4月1日認定番号第 号]	仕様書	なし	・認定書の照合	適
		・当該工場の品質管理、検査の状況	仕様書	なし	·製作要領書と工場の品質管理、溶接技能者、溶接管理技術者、社内検査の実状の確認	適
		・組立精度、開先の精度、溶接 条件等	仕様書	なし	・立会検査時に目視及び計 測、予熱、パス間温度確認	適(一部ル ー ト間隔補正)
		・製品の寸法精度 ・溶接部の品質	仕様書 仕様書	なし なし	・製品検査時に目視及び計測・社内検査の状況確認	適適
		外観検査 超音波探傷検査			・第三者による受入検査時に 立会検査及び報告書の照合 確認(検査者・資格、サンプリ ング方法、結果等は別紙→別 添の鉄骨工事施工状況報告 書:付録2)	適
	はりとはり の継手部分	・接合方法(高力ボルト摩擦接合)	仕様書 構造詳細図	なし	・設計図書と工作図との照合	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐		・摩擦面の状態、ボルトピッチ、 縁あき	仕様書	なし	・工場における摩擦面処理の 確認及びボルト孔精度確認	適
カ上主要な部 分に用いる材 料の接合状		•接合状況	仕様書	なし	・工程終了時に現場でマーキ ングの状態及びピンテール破 断を目視で確認	適(共回りボ ルトを取替 え)
況、接合部分 の形状等	柱と柱の接 合部分	·接合方法(現場溶接)	仕様書 構造詳細図	なし	・設計図書の照合	適
		•溶接技能者資格	仕様書 構造詳細図	なし	・溶接姿勢、鋼材板厚と資格 証との照合	適
		・現場溶接の品質管理	仕様書	なし	・溶接管理技術者の配置、現 場溶接用設備機器の設置、作 業用足場の設置等の確認	適
		・組立精度、開先の精度、溶接 条件等	仕様書	なし	・目視及び計測、予熱、パス間 温度確認、湿度対策	適
		·溶接部検査(第三者) 外観検査 超音波探傷検査	仕様書	なし	・第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認(検査者・資格、サンプリング方法、結果等は別紙→別添の鉄骨工事施工状況報告書:付録2)	適 適 適
	柱と基礎と の接合部分	接合方法(アンカーボルト)・接合状況	仕様書 構造詳細図	なし	・工程終了時に現場で設計図 書と照合確認	
	帳壁等の外 装材と柱は り部材との 接合部分	・帳壁の種類と接合方法、緊結金物の 取付状況	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	・工程終了時に現場で設計図 書と照合確認	
		(その他の防火避難関係の主張	 要構造部等に 	ついても、以 [.] 	' 下この欄に記載する) 	
建築物の各部 分の位置、形 状及び大きさ		(左記の事項	について、こ 	 	- ත)	
構造耐力上主 要な部分の防 錆、防腐及び 防蟻措置及び 状況	鉄骨造の柱、 筋かい	・防錆措置の状況	仕様書	なし	・工場出荷時に確認	適
特定天井に用 いる材料の種 類並びに当該 特定天井の構 造及び施工状 況		(左記の事項	 	 	- - 3)	

居室の内装の 仕上げに用い る建築材料の 種別及び当該 建築材料を用 いる部分の面 積				(左記の事項	 	 - の欄に記載す 	- శ్ర	
天井及び壁の 室内に面する 部分に係る仕 上げの材料の 種別及び厚さ				(左記の事項	について、こ	_ の欄に記載す _	- ~ 5)	
開口部に設け る建具の種類 及び大きさ				(左記の事項	 について、こ	 	- ₆)	
建築設備に用いて 類ながはこれの 類ながにその 照合した内 容、工権近況で 施画貫状況で の 理状況を含む か				(左記の事項	記について、こ	の欄に記載す	్శ్ న	
	① 工事監理	体制:別	川紙添付					
備考	② 鉄骨工事	施工状	況報告書:別紙添作	र्न				
	3 4	F 月	日変更確認第	号(基礎の変更	<u>[</u>)			

記入上の注意

- ① 申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。 ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を 行つた者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- 17 うたものようにはいません。 ② 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行つた者、 試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- 、、こ。。 ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用 を受ける部分について記載してください。
- ⑨施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- し、「照白ガル」(Windows まといいでいる) 「順「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ① この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合方法 及び不適の 場合に行った 報告の内 容
敷地の形状、 高さ、衛生及 び安全	支持地盤	・種類(粘性土) ・地耐力(5t/m)	特記仕様書 断面図 構造詳細図	なし	・ハンドオーガーにて確認	適
		(その他、集団規定に	 関することは. 	 、この欄に別i 	 金記載する) 	
主要構造部及び主要構造部	基礎	•種類(布基礎)	特記仕様書 基礎伏図	なし	・現場にて構造図と照合	適
以外の構造耐 力上主味の構造耐 分に用いる材料 (接合)の質、 類、品び寸 状及び寸法		・寸法、形状 ・材料 コンクリート(Fc=18N) 鉄筋(SD295A)	構造詳細図		・同上 ・配合計画書にて確認 ・発注伝票にて確認	適 適 適
		(4週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材 試験結果については別紙参照)~施工				
	床下換気孔 軸組	・位置、寸法、形状 ・材質、寸法、形状	基礎伏図 共通仕様書 構造詳細図	なしなし	・現場にて配筋状況を確認・材質は木材のJASマークを確認	適適
	筋かい配置	•位置、寸法、形状	各階伏図軸組図	なし	・現場にて構造図と照合	適
	屋根ふき材	•材質、寸法、形状	外部仕上表断面図	なし	・同上	適
	外壁材	•材質、寸法、形状	外部仕上表 断面図	なし	・同上	適
		(その他の主要構造部	 等についても 	 、以下この欄 	 に記載する) 	
主要構造部及び主要構造部	アンカーボル ト	•材質、寸法、形状	共通仕様書 基礎伏図	なし	・現場にて配筋状況を確認	適
以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料の接合状 況、接合部分	筋かい接合部	•材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図 軸組図	なし	・金物の取付状況を確認	適
O TAILD AM	柱·土台接合 部	•材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図	なし	・ホールダウン金物の確認	適
	柱・はり接合 部	•材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図 軸組図	なし	・金物の取付状況を確認	適
	管柱接合部	•材質、寸法、形状	共通仕様書 軸組図	なし	ホールダウン金物の確認	適
	たるき接合部	・材質、寸法、形状 (その他の主要構造部	共通仕様書 構造詳細図 等についても		・金物の取付状況を確認に記載する)	適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ		(建築物の各部分及び全体の	 	 	 この欄に記載する) 	

_

構造耐力上主要な部分の防	柱・筋かい 壁、土台	・防腐措置の状況	共通仕様書 断面図	なし	・工事終了時に現場にて確認	適
錆、防腐及び 防蟻措置及び 状況		-防水紙の状況	共通仕様書	なし	・工事終了時に現場にて確認	適
特定天井に用 いる材料の種 類並びに当該 特定天井の構 造及び施工状 況		(左記の事項	について、この	_ の欄に記載す 	్ రి)	
居室の内装の 仕上げに用い る建築材料の 種別及び当該 建築材料を用 いる部分の面 積		(左記の事項	について、この	の欄に記載す	్థ్)	
天井及び壁の 室内に面する 部分に係る仕 上げの材料の 種別及び厚さ		(左記の事項	(について、こ) 	の欄に記載す	-{\$)	
開口部に設け る建具の種類 及び大きさ		(左記の事項	 について、こ(の欄に記載す 	⁻ る)	
建築設備に用類ながに内のでは、大学のでは、はいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		(左記の事項	について、こ	の欄に記載す	్శ్)	
備考						

記入上の注意

- ① 申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行つた者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、 第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ③「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用 を受ける部分について記載してください。
- ⑨施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の 場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ① ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ② この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

中間検査チェックシート(意匠・設備/RC造・S造・木造共通)

建築場所(住居表示)			
建築物の名称			
確認年月日·番号	直近の計画変更		
推吣十月口 钳与	年月日·番号		
申請者氏名			
工事監理者所属氏名		係員氏名	
工事施工者所属氏名		係員氏名	

				監理者	検	査 員 i			
	検 査 項 目	検 査 内 容	検査日付	検査方法 ※	検査方法 ※	結 一次 良否	果 二次 良否	是正 月日	
	全般	1.工事現場における確認の表示の確認		Α	Α				
		2.設計図書等の備え付け		Α	Α				
		1.申請敷地の確認		A•C	A•C				
		2.敷地境界の確認		A-C	A•C				
接道と建築物の配置		3.方位の確認		A•B	A•B				
		4.道路と接道長さ等の確認		A•B	A•B				
		5.建築物の配置の確認		A•B	A•B				
		6.土地の形状と高低差等の確認		A•B	A•B	•В			
		7.窓、扉等の突出のおそれの確認		A•B	A•B				
	1.階段	1.設置及び設置数の確認		A•B	A•B				
建	1.194.4%	2.階段の形状及び構造の確認		A•B	A•B				
物		1.位置及び形状の確認		A•B	A•B		区 二次 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
120	2.柱、壁、床、屋根	2.開口部の位置等の確認		A•B	A•B				
部		3.耐火構造等の確認		A•B	A•B				
пþ		4.屋根の形状等の確認		A•B	A•B				
	3.廊下	1.幅員の形状の確認		A•B	A•B				
建	1.避雷設備	1.避雷設備の接地極の確認		A•B	A•B				
築設備	2.排水設備	1.排水管の連結状況の確認		A•B	A•B			_ _	
備	3.浄化槽	1.浄化槽の位置等の確認		A•B	A•B				
	合の処置及び検査								

結果、工事全般の考察

※検査方法

A:目視検査(工事現場での目視による検査)

B:計測検査(工事現場での簡単な計測機器を用いた検査)

C:報告(工事監理者の場合は施工者による報告、検査員の場合は工事監理者による報告)

中間検査チェックシート(鉄筋コンクリート造)

				施工者	監理者	検	査員記	入欄	
	金		****				結	果	是正
1:	块 宜 垻 日		検 査 内 容	検査日付	検査方法※	検査方法 ※	一次	二次	
					<i>*</i> *	, A.	良否	良否	ЯП
		令3章8節	a)柱、梁、壁、スラブの位置の確認		A·C	A·C			
① 全	共通	令79	b)かぶり厚さの確保		A·B·C	A·B·C			
体	八 週	法37	c)鉄筋の材質(JIS規格)の確認		A·B·C	A·B·C			
		法37	d)コンクリートの材質(JIS規格)の確認		С	С			
	支持地盤	令38 令93	a)支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認		A·B·C	A·C			
② 地 盤 •	基礎・杭の 種類、配筋	令38 令73 令77の2 令78	b)基礎の種類、杭の工法、長さ、径、位置、杭頭の処理、偏心による補強等の確認 c)ベース寸法、主筋の径、本数、位置、定着等の確認		A·B·C	A·B·C			
基 礎	地中梁	令38 令73 令78	d)地中梁の断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認(参考:配筋指針「基礎」等)		A·B·C	A·B·C			
	一般階主筋	令77	a)柱寸法、主筋の径、本数、配置(方向)、偏心による 補強等の確認(参考:配筋指針「基礎梁」等)		A·B·C	A·B·C			
	13×17 ± 1/J	令77	b)2段筋の位置(間隔)の確認(参考:JASS5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)		A·B·C	A·B·C			
	最上階主筋	令73	c)柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認、最上階の主筋の梁に対する定着確認(参考:配筋指針「柱頭(最上階)の配筋」等)		A·B·C	A·B·C			
	最下階主筋	令73	d)最下階の主筋の基礎に対する定着確認(参考:配 筋指針「柱脚(最下階)の配筋」等)		A·B·C	A·B·C			
	定着·継手	令73	e)主筋の継手位置及び長さの確認(参考:JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」等)		A·B·C	A·B·C			
③ 柱		令73	f)ふかしの大きさによる配筋補強確認(参考:配筋指針「柱・梁の打増しコンクリート補強筋」等)		A·B·C	A·B·C			
		令77	g)鉄筋径、間隔、本数(副帯筋共)及び形状の確認 (参考:配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)		A·B·C	A·B·C			
			h)主筋絞り部、折曲げ部の帯筋補強の確認(参考:配 筋指針「柱筋の絞り位置と絞り方」等)		A-C	A·C	一次二次月		
	帯筋	令77	i)仕口部分の帯筋の配置確認(参考:配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)		A·B·C	A·B·C			
		令77	j)第1帯筋と柱頭の拘束帯筋の位置確認(参考:配 筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)		A·C	A·C			
		令73	k)帯筋のフック又は溶接の形状、結束の確認(参考: 配筋指針「帯筋の一般形状」等)		A·B·C	A·B·C			
		令78	a)梁断面寸法、梁主筋の径、本数及び位置の確認		A·B·C	A·B·C			
④ 梁	梁主筋	令78	b)中吊り筋の間隔の確保、長さ確認(参考:JASS5 「鉄筋間隔・あきの最小寸法」及び配筋指針「梁端部・ 中央部の配筋」等)		A·B·C	A·B·C			

	定着·継手	令73 令78	c)梁筋の定着長さ、位置確認(参考: JASS5「梁筋の 定着」、RC規準「仕口への定着」等)	A·B·C	A·B·C		
	□ = 	令73 令78	d)重ね継手の位置と長さの確認(参考:JASS5「梁筋の継手の位置」、「鉄筋の重ね継手の長さ」等)	A·B·C	A·B·C		
	定着·継手	令73 令78	e) 梁筋出隅部の鉄筋端部のフック確認	A·B·C	A·B·C		
4	ふかし・貫通孔 補強	令3章8節	f) ふかしの補強方法が適切か、貫通孔の位置及び補強の確認(評定品の使用確認)(参考:配筋指針「柱・梁の打増しコンクリート補強筋」、「梁の貫通孔補強」等)	A·B·C	A·B·C		
梁	+ 142 57	令78	g)あばら筋の径、本数(副あばら筋共)とピッチ確認	A·B·C	A·B·C		
	あばら筋	令73	h)あばら筋のフック形状、結束の確認(参考:配筋指針「あばら筋の形状」等)	A·B·C	A·B·C		
	片持ち梁	令73 令78	i) 片持ち梁主筋の定着、あばら筋位置確認(参考:配 筋指針「片持ち梁の配筋」等)	A·B·C	A·B·C		
	小梁	令73	j) 小梁配筋の位置と定着確認(参考:配筋指針「小梁端部・中央部の配筋」、「定着」等)	A·B·C	A·B·C		
	スラブ筋	令77の2	a)スラブ厚さの支持条件、寸法、鉄筋のピッチと径の 確認	A·B·C	A·B·C		
	7,77 101	令77の2	b)主筋配置(短辺・長辺とベンド配筋)の確認(参考: 配筋指針「床スラブ」等)	A·C	A·C		
		令73 令77の2	c) 定着の長さと方法(梁定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着)	A·B·C	A·B·C		
⑤ ス	令73		d) 片持ちスラブの定着と上端筋位置確保(先端壁有無)(参考: 配筋指針「片持ちスラブ」等)	A·B·C	A·B·C		
ラ			e)継手の位置と長さ(参考:配筋指針「床スラブ継手 位置」等)	A·B·C	A·B·C		
ブ			f) 床スラブの出入隅部の補強(参考:配筋指針「床スラブに関するその他の事項」等)	A·B·C	A·B·C		
	補強筋等	令3章8節	g)開口部補強配筋確認(参考:RC規準等)	A·B·C	A·B·C		
	110 32000 13		h) 階段部配筋と補強筋確認(参考:配筋指針「階段」 等)	A·B·C	A·B·C		
			i)設備配管による補強は考慮されているか。	A·B·C	A·B·C		
	壁筋	令78の2	a) 壁厚、鉄筋の径、ピッチ、位置(土圧壁主筋・階段受け筋)の確認	A·B·C	A·B·C		
	定着・重ね継手	令73 令78の2	b) 定着確認(梁、柱、スラブ、壁定着) (参考: JASS5 及び配筋指針「壁筋の定着」等)	A·B·C	A·B·C		
⑥ 壁	之间 <u></u>	令73 令78の2	c)重ね継手の位置と長さの確認(参考:JASS5及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等)	A·B·C	A·B·C		
	L# 76 66 66	令78の2	d)開口部補強配筋確認(参考:配筋指針「壁開口補強」等)	A·B·C	A·B·C		
	補強筋等	令3章8節	e)スリット(完全、部分)の位置、形状及び配筋確認 (参考:構造規定「スリットの配置及び詳細」等)	A·B·C	A·B·C		
_	設備配管等		a)設備配管(CD管等)の配置確認	A·C	A·C		

そ		令73	b)圧接部の長さ及び膨らみの直径、圧接面のずれ、	A·B·C	A·B·C			
の		告1463	鉄筋中心軸の偏心量の確認				は鉄筋ミルシー	
他	ガス圧接継手	令73	c)圧接部の検査(引張試験、超音波探傷検査等)の 検査個所、検査率、合格率等の確認(参考:JASS5 「ガス圧接継手」等)	С	С			
			d)認定、評定工法の仕様及び継手性能の確認	A·B·C	A·B·C			
	特殊鉄筋継手	告1463	e)認定、評定品以外の場合のモルタル、グラウト材又はトルク確認	A·C	A·C			
		令37 令79	f) 型枠及び支柱の締付け、清掃状況確認(参考: JASS5「型枠の検査」等)	A·C	A·C			
⑦ そ の		令37 令79	g)ジャンカ処理、型枠等木片撤去補修確認(参考:JA SS5「不具合とその修理方法の例」等)	A•C	A·C			
他	型枠並びに既存 打設部分状況確	令3章8節	h)基礎、柱、梁、床板、壁の躯体寸法の確認	в•с	в•с			
	認	令76	i)型枠支柱存置期間の確認	A·C	A·C			
		令75 令76	j)コンクリート打設後の養生(参考:JASS5「養生」 等)	A·C	A·C			
		令72 令74	k)コンクリートの調合及び圧縮強度の確認(参考:JASS5(調合」等)	С	С			
8	不具合の処置及 び検査結果の考 察							
9	添付図書		トエ事施工計画報告書若しくはコンクリート配合計画書 接抜取り引張試験結果 口杭工事施工結果報告書 口			書口	鉄筋ミノ	レシー

- ※検査方法 A:目視検査(工事現場での目視検査)B:計測検査(工事現場での簡単な計測機器を用いた検査)C:報告(工事監理者の場合は施工者による報告、検査員の場合は工事監理者による報告)

中間検査チェックシート(鉄骨造)

	検 査 項 目				施工者 監理者 検		査員記						
	検査	 項 目		検 査 内 容	検査日付	検査方法 ※1	検査方法 ※1	一次 良否	果 二次 良否	是正月日			
他工		基礎工事		「3.3.4 鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート」による				X D	X D				
程部分		RC工事		「3.3.4 鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート」に よる									
	1.加.	エエ場の選定		建築物の規模等の条件に見合った類別であること		С	С						
I 報	2.材	料の品質確認	法37	鋼材、高カボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認		С	С						
告 書 審	3.組	立精度の確認	令67	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度		A·B·C	С						
査による		品検査1(部材 法精度測定)		部材の寸法精度(参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)		A·B·C	С						
確認事項	5.高カボルト接合部		令67	高カボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等		A·B·C	С						
	6.製品検査2(溶接 接合部の品質 ※ 2)		令67	外観検査及び超音波探傷検査結果(参考: JASS6、鉄 骨精度測定指針、UT規準 ※5)		A·B·C	С						
		1.加工工場の 類別		表示板による加工工場の類別グレード確認		A·C	A·C						
	① 全	2.部材の配置	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の配置(確認添付図書との照合)		A·C	A·C						
	体	3.部材の寸 法・形状	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の寸法・形状(確認添付図書との照合)		A·B·C	A·B·C						
現現		4.建方精度		架講の建方精度(参考:JASS6、鉄骨精度測定指針)		A·B·C	A·B·C						
場検査			令92 令96	a)溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)		A·B·C	A·B·C						
事項			令67	b)溶接継目のくい違い		A·B·C	A·B·C						
74		1.工場溶接部 分の外観・形	令67	c)アンダーカット、へこみ等の断面欠損		A·B·C	A·B·C						
		状	令67	d)われ		A·B·C	A·B·C						
				e) その他の溶接部の外観・形状(参考: JASS6鉄骨精 度測定指針)		A·B·C	A·B·C						
	② 溶 接:	2.現場溶接部 分の組立精度 の確認 ※4		開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精 度		A·B·C	A·B·C						
	接合部	3.現場溶接部 分の製品検査 ※4		外観検査及び超音波探傷検査結果(参考: JASS6、鉄 骨精度測定指針、UT規準 ※5)		A·B·C	С						
			令3章8節	a)現場溶接部の部位		A·B·C	A·B·C						
			令92 令96	b)溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)		A·B·C	A·B·C						
		4.現場溶接部	令67	c)溶接継目のくい違い		A·B·C	A·B·C						
		分の外観・形 状 ※4	令67	d)アンダーカット等の断面欠損		A·B·C	A·B·C						

			令67	e)われ	A·B·C	A·B·C			
				f) その他の溶接部の外観・形状(参考: JASS6、鉄骨精度測定指針)	A·B·C	A·B·C			
			令92の2	a) 現場受入検査(トルク係数値確認・導入張力確認試験)	A·B·C	A·B·C			
現場	③ 高	1.トルシア形 ボルト	令92の2	b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき	A·C	A•C			
場検査事項	カボルト		令92の2	c)締付状態の確認(肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)	A·C	A·C			
	接合部		令92の2	a)締付機器の調整、現場受入検査(導入張力確認試験)	A·B·C	A·B·C			
	※ 3	2.JIS形六角 ボルト	令92の2	b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき	A·C	A•C			
			令92の2	c)締付状態の確認(肌すきの有無・マーキングの状態)	A·C	A·C			
	④ブ l	ノース接合部	令3章8節	ブレース接合部の形式・板厚・材質・補鋼材等	A·B·C	A•C			
			令66	a)柱脚接合工法の確認(認定工法→)	A·C	A•C			
			令66	b)アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの 材質・形状・板厚	A·B·C	A·B·C			
	5柱	脚接合部	令66	c)アンカーボルトの材質・径・本数及び配置とナットの 高さ	A·B·C	A•C			
			令66	d)アンカーボルトの締付状態	A·C	A•C			
			令66	e)スタッドボルトの径・本数・配置	A·B·C	A·B·C			
			令3章8節	a) 床構造の形式(合成スラブ・・・)	A·C	A•C			
	⑥床	スラブ接合部	令3章8節	b)シヤーコネクター(頭付スタッド)の施工状況・検査 結果	A·C	A•C			
	⑦帳:	壁等の接合部		緊結金物の取付状況	A·C	A•C			
)処置、検査結 事全般の考察			ļ		1		
	Ⅳ添	:付図書		直工状況報告書 □製作要領書 □鋼材ミルシート □溶接き者検査) □鉄骨精度測定結果 □その他必要と認める書類		告書 口溶拮	接部受.	 入検査	 結果

※1 検査方法

- A:目視検査(工事現場での目視検査)
- B:計測検査(工事現場での簡単な計測機器を用いた検査)
- C:報告(工事監理者の場合は施工者による報告、検査員の場合は工事監理者による報告)
- ※2 工場で溶接された部分
- ※3 当該工事で構造耐力上主要な部分の接合に用いる高力ボルト等を選択して記入する。
- ※4 現場溶接がある場合のみ記入 ※5 UT基準:日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」

中間検査チェックシート(木造)

			施工者	監理者	検	査員記	入欄	
検 査 項 目		検 査 内 容		検査方法	検査方法		果	是正
		<u>, </u>	検査日付	注	注		二次	月日
	A	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		_		良否	良否	
①全体		a)柱、はり、壁、床の位置の確認		Α	Α			
		b)木材の品質(節・腐れ)の確認		A·B·C	A·B·C			
	令38	a)種類(布・ベタ・その他)の確認		A·B·C	A·C			
②基礎・地盤	令38	b)形状・寸法の確認		A·B·C	A·C			
	令22	c)床下換気口(又はこれに代わるもの)の確認		A·B·C	A·B·C			
	令38	d)基礎のひび割れの確認(地盤の不同沈下)		Α	Α			
	令42	a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			
③土台	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			
	令47	c)接合部の確認		A·C	A·C			
		a) 形状・寸法の確認 		A·B·C	A·B·C			
④火打ち材	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			
	令46	c)隅角部設置の確認		A·C	A·C			
		a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			
⑤アンカーボルト		b) 材質の確認		A·C	A·C			
		c)アンカーボルトの配置・緊結の確認		A•C	A·C			
	令43	a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			ı
6柱	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			ı
©/f ±	令43	c)欠込み部の補強の確認		A·B·C	A·B·C			
	令47	d)接合部の確認		A·C	A·C			
		a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			
¬\+± n□ ++	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			
⑦横架材	令47	c)接合部の確認		A·C	A·C			
	令44	d) 構造耐力上支障のある欠込みの確認		A·C	A·C			
	令45	a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			-
	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			
⑧筋かい等	令45	c) 欠込み部の補強の確認		A·C	A·C			
	令47	d)接合部の確認		A·B·C	A·B·C			
	令46	e)耐力壁配置の確認		A·B·C	A·B·C			
	令46	a) 形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			
	令41	b)材質の確認		A·C	A·C			
0.1.45		c)床板又は床下地の確認		A·C	A·C			
9床組	令22	d)床高さ(又は床下防湿)の確認		A·B·C	A·B·C			
	令49	e) 防腐措置の確認		A·C	A·C			
	令49	f) 防蟻措置の確認		A·C	A·C			
		 a)形状・寸法の確認		A·B·C	A·B·C			
_	令41	 b)材質の確認		A·C	A·C			
⑩小屋組	令46	c)必要な振止めの設置状況の確認		A•C	A·C			
	令47	d)たるき接合部の確認		A•C	A·C			
⑪不具合の処置方法	·							

注 検査方法

- A:目視検査(工事現場での目視検査) B:計測検査(工事現場での簡単な計測機器を用いた検査) C:報告(工事監理者の場合は施工者による報告、検査員の場合は工事監理者による報告)

中間検査申請書

(第一面)

建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

び添付凶書に記	載の	事項は、事実に相談	革ありません。				
建築主事又は	指定	確認検査機関		様			
					年	月	目
			申請者氏名				
第四面に記載	の事	項は、事実に相違る	ありません。				
			工事監理者	氏名			
) :備(□建築設備(昇降 □工作物(昇降機				
※手数料欄							
※受付欄		※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間	検査合	格証欄
年 月	日					年 月	日
第	号				第		号
係員氏名					係員氏	名	

【1. 建築主、設置者又は築造 【イ. 氏名のフリガナ】	主主】						
【7. 以名のフリカリ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】							
【ニ.住所】 【ホ.電話番号】							
【2. 代理者】 【イ. 資格】	()建築:	-	()	登録第	号
【7. 質俗】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】			士 士事務所	(登録第	号
【二. 郵便番号】	() 建架	工 尹 (为 [7]	() 州尹	· 豆冰为	Ø
【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】							
【3. 設計者】 (代表となる設計者)							
【イ. 資格】	()建築	士	()	登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()建築	士事務所	()知事	登録第	号
【二. 郵便番号】							
【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】							
【ト.作成した設計図書】	I						
(その他の設計者) 【イ. 資格】	()建築	士	()	登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()建築	士事務所	()知事	登録第	号
【二. 郵便番号】							
【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】							
【ト.作成した設計図書】	l						
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()建築	士	()	登録第	号
【ハ.建築士事務所名】	()建築	士事務所	()知事	登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】							
【ト.作成した設計図書】							
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	() 建築	士:	()	登録第	号
【ハ. 建築士事務所名】	()建築	士事務所	()知事	登録第	号
【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】	I						

【4. 上事監埋者】							
(代表となる工事監理者)							
【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【口. 氏名】							
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【二. 郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
へ. 電話番号】							
【ト.工事と照合した設	計図書】						
(その他の工事監理者)							
	(`	建	() Z V A3.55	号
【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	万
【口.氏名】	(\	7±160 1 = 76=10	(\	60 de 20 40 65	
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】	— - - •						
【ト. 工事と照合した設	計凶書】						
【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【口. 氏名】	`	_	, <u>_</u> ,	`		7 2244514	•
【ハ.建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
1 10000	`	_	7 1 101/71			> 4 - 4 - 177 544514	•
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【ト.工事と照合した設	1年図柱						
【1:工事と無日 じた政							
【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【口. 氏名】		,	是来工	(1 2524/11	,,
	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【》:是来工事物川和】	(,	是来工事切川		,	和爭立以为	J
【二.郵便番号】							
【ホ. 所在地】							
【へ. 電話番号】							
【ト.工事と照合した設ま	生図斗						
【5. 建築設備の工事監理に			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
(代表となる建築設備の工	事監理は	2月	月し意見を聴い	た者)			
【イ. 氏名】							
【口.勤務先】							
【ハ. 郵便番号】							
【二. 所在地】							
【ホ. 電話番号】							
【へ. 登録番号】							
【ト. 意見を聴いた設計[図書】						

【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ホ. 電話番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【・ 一、	(その他の建築設備	iの工事監理に関し意見	を聴いた者)		
【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ふ. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【6. 工事施工者】 【イ. 氏名】 【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号	【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 登録番号】	た設計図書】			
【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【6. 工事施工者】 【イ. 氏名】 【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号	【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 登録番号】	た設計図書】			
【イ.氏名】 【ロ.営業所名】 建設業の許可()第 号	【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 登録番号】	た設計図書】			
【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】	【イ. 氏名】 【ロ. 営業所名】 【ハ. 郵便番号】	建設業の許可()第	무	

【1. 建築場所、設置場所又は築造場 【イ. 地名地番】 【ロ. 住居表示】	所】							
【2. 工事種別】 【イ. 建築基準法施行令第10条名 【ロ. 工事種別】 □新築 □大規模の 【ハ. 建築基準法第68条の20第2	□増業 修繕	¥ □改 □大規模	文築 草の模	□移 様替	転 □建築	英設備の影	号	
【3. 確認済証番号】 第			号					
【4. 確認済証交付年月日】	年	月	日					
【5. 確認済証交付者】								
【6. 工事着手年月日】	年	月	日					
【7. 工事完了予定年月日】	年	月	日					
【8. 特定工程】 【イ. 特定工程】 【ロ. 特定工程工事終了(予定) 【ハ. 検査対象床面積】	年月	日】		年	月	日		
【9. 今回申請以前の中間検査】 【イ. 特定工程】 【ロ. 中間検査合格証交付者】 【ハ. 中間検査合格証番号】 【ニ. 交付年月日】	(第 (((年	月	回)))) 日)	(第 (((年	月	回)))) 日)
【10. 今回申請以降の中間検査】 【イ. 特定工程】 【ロ. 特定工程工事終了予定年月	(第 (月日】 (年	月	回)) 目)	(第 (年	月	回)) 日)
【11. 確認以降の軽微な変更の概要】 【イ. 変更された設計図書の種類 【ロ. 変更の概要】								
【12. 備考】								

工事監理の状況

上事監埋の状況						1
	確認を行 つた部位、 材料の種 類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の建築 合に対しまして 行の内容)
敷地の形状、高さ、 衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐						
神垣部以外の構垣						
いる材料(接合材料						
を含む)の種類、品						
質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要						
構造部以外の構造耐						
力上主要な部分に用						
いる材料の接合状						
況、接合部分の形状 等						
建築物の各部分の位						
置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部						
分の防錆、防腐及び						
防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材						
料の種類並びに当該						
特定天井の構造及び						
施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の						
種別及び当該建築材						
料を用いる部分の面						
積						
天井及び壁の室内に						
面する部分に係る仕						
上げの材料の種別及						
び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
の種類及び大きさ 建築設備に用いる材						
料の種類及びその照						
合した内容並びに当						
該建築設備の構造及						
び施工状況(区画貫						
通部の処理状況を含						
む。)						
備考						
			1	ı		1

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

- 2. 第一面関係
 - ① 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつ ては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を登録番号は建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者 について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まつているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まつているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その 認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
- ⑦ 9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 11 欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 11 欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑩ 11 欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑪ 11 欄は、申請建築物について変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなことが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物 (建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項 (建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行つた者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査 (以下「試験等」という。)を行つた者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してく

ださい。

- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑤ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を 受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ① ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ② この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

第38号様式(第21条関係)

沖縄県

施 工 計 画 報 告 書

沖縄県建築基準法施行細則第21条の規定により工事の施工計画を報告します。

年 月 日 殿

工事監理者 ()級建築士)登録 第 号 品名·種別·製造工場 産地·種別·塩分量(%) 産地・種別・最大寸法 セメ 使 細骨材 所属 用 ント 雷話 住所・氏名 施 工 者 代表者 材 混和 レディーミクス 製造会社及び工場名 工事現場までの距離・所要時間 所属 料 住所・氏名 材料 トコンクリート 電話 番 コンク | 設計基準 | 呼び強度 | スランプ | 空気量 | 水セメ | 単位水量 | 細 骨 建築工事名称 打設単位 打設時期 リート強度 材率 築 場 所 号 の種類 (N/m²) (N/m²) (%) (%) (kg∕cm³) (%) (cm) 調 1 建築主 合 住 所 · 氏 名 2 3 ()級建築士 ()登録 第 뭉 設 計 者 計 住 所 ・ 氏 名 4 画 5 確認年月日 年 月 日 뭉 調合計画番号 敷地 建築 延べ 面積 m² 面積 面積 m² 建築物の概要 地上 階 主 要 打込年月日 階 数 構造 地下 階 用途 打込容積(m³) 土に接する部分 部位 土に接しない部分 打込方法 屋外 屋内 予定試験回数 かぶり厚さの屋根板屋外 屋内 容積計普通 m³ 軽量 m³ 合 計 下端 上端 塩化物量の予測 塩害対策 (有・無) 床板 最小値 (cm) コ () 0.30kg/m³以下) 調合 (W/C %、スランプ cm) はり 屋外 屋内 () 0.30kg/m³を超え0.60kg/m³以下) 防せい剤(耐力壁 屋外 屋内 () 0.60kg/m³を超える) 床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm非耐力壁 屋外 屋内) その他(塩害の要因 (有・無) アルカリ骨材反応対策(有・無) -劣化対策 外部仕上げの) 海砂) 無害骨材の使用)混和剤) 低アルカリ形セメントの使用 種類 · 工法等 () アルカリ総量 mg/m³ ()海水中の塩分 ()混合セメントの使用) その他(

第39号様式(第21条関係)

施 工 結 果 報 告 書

沖縄県建築基準法施行細則第21条の規定により工事の施工結果を報告します。

年 月 日 殿

沖縄県 ()級建築士 ()登録 第 品名·種別·製造工場 産地·種別·塩分量(%) 産地・種別・最大寸法 セメ 工事監理者 使 所属 細骨材 住所・氏名 ント 電話 用 番 材 代表者 レディーミクス 製造会社及び工場名 使用ポンプ車の圧送能力 施工者 混和 所属 者住所・氏名 料 電話 材料 トコンクリート 番 調合計画番号 建築工事名称 打込箇所 打 打込年月日 建築場所 コンクリートの種類 設計基準強度 (N/mm²) 建 築 主 住 所 ・ 氏 名 込 呼び強度 (N/m²) ()級建築士()登録 第 号 設 計 者 スランプ (cm) 住 所 ・ 氏 名 空気量(%) 圧縮強度① (N/mm²) 28日 確認年月日 무 年 月 日 第 圧縮強度② (N/mm²) 28日 91日 敷地 建築 延 ベ m² 果 試験所名 面積 m² 面 積 m² 面積 建築物の概要 地上 階 主 要 塩化物量測定結果 (kg/m³) 階 数 構造 地下 階 用途 使用塩化物量測定器 部位 土に接しない部分 土に接する部分 強度試験結果について 塩化物量測定結果について 屋内 柱 屋外 屋根板 屋外 屋内 考 かぶり厚さの 最小値 (cm) 床板 下端 上端 (配筋検査) はり 屋外 屋内 耐力壁 屋外 屋内 非耐力壁 屋外 屋内 アルカリ骨材反応対策について その他 (材料の品質、不具合の処置等) 外部仕上げの 種類 · 工法等

注 圧縮強度①:標準養生供試体圧縮強度

圧縮強度②:現場水中養生供試体圧縮強度又はコア供試体圧縮強度に関する件(昭和56年建設省告示第1102号)

建築主事様

I 一般事項

提出日 年 月 日

	建築主	住	所									(TEL)
	姓未工	氏	名													
		住	所									(TEL)
	工事監理者	事務	所名							() i	級建築:	士事務所(()登	登録第	号
報告		氏	名									()級	建築士()登	録第	号
者		住	所									(TEL)
	工事施工者	氏	名							f	七表耳	 反締役氏	名			
													建設業	業の許可!	()登釒	景 号
		住	所									(TEL)
	設計者	事務	所名							() i	級建築:	士事務所(()登	登録第	号
		氏	名								()級3	建築士()登釒	录第	号
	建築工事の名称															
	建築確認			年	月 日	第						号				
	建築場所															
	主要用途			階数	地上階/	/地下	階	Τ	延べ床	面積						mi
	構造種別	Si	造•SRC造•	他(造)	架構形式	X方向					Y	 ′方向				
建築	溶接長		m	鉄骨総重量		t	鉄骨	上 上単位重	音 量			t/m² ≣t	・算ルート	X方向	Y	
物					4					#E 47/						
-		19	用部位	鋼材の種類	使用重量		-		悝	類•径	₹			含方法		締付方法 ———————
鉄							-		ルシア型		S	T•径 M	摩撈	₹•引張	ロトルクコ	コントロール法
骨工	構造耐力上主要					高力ボ			JIS型		F	T•径 M	摩擦	₹•引張		コントロール法
事	な部分に使用し た鋼材等の種類 及び使用部位等					の種類 接合方 等									ロナット回	回転法
Ø								溶融	亜鉛メ	ナ	F	T•径 M	八	摩擦	ナット回車	法(大臣認定品)
概								接合面	の処理	μ=0).45	1 母标	t		2 スプラ	iイスPL
要							ľ			μ=0	0.40	1 母村	ł		2 スプラ	iイスPL
			接合部位	鋼材の種類	溶接の種類	強度	医分		接·	合部位	:	鋼材	の種類	溶接	の種類	強度の区分
		ェ			突合せ・すみ肉	F٠	0.9F	現						突合せ	・すみ肉	F•0.9F
	溶接継目の部位、鋼材の種類	場			突合せ・すみ肉	F.	0.9F	場						突合せ	・すみ肉	F•0.9F
	及び短期許容応 力度の区分等	溶垃圾			突合せ・すみ肉	F.	0.9F	溶						突合せ	・すみ肉	F•0.9F
		接			突合せ・すみ肉	F.	0.9F	接						突合せ	・すみ肉	F•0.9F
					突合せ・すみ肉	F٠	0.9F							突合せ	・すみ肉	F•0.9F

	建築確認通知書と設計図書との照合							訂正箇所 (有・無)							設計図書の訂正 (確認済 ・ 未確認)				
) 届(年 月	目	-	KHI E	1 1 47	H1 TE ()	HE DUIZ	>1< HE III. /
	建築 更事	確認後の変 項																	
	1	跌骨製作工場 :	名の現均	易表示	板の設	置期	間		年	月	日	から	年	月	日	まで	設置	(写真技	是出)
	ェ	事 監 理	事	務	所	名							TEL()	
			住			所													
	構造	造担当責任者	資	格•	氏	名													
	第三	E者検査機関	受入検	査機関	等の名	名称							TEL()	
	等((溶接部の受	住			所													
	入	れ検査)	検査	員資析	各・氏	名													
	検	查技術者(溶	所			属							TEL()	
_	接音	『以外の受入	住			所													
工事	れ	検査)注1	検査	員資格	各・氏	名													
関	I	事施工者	建設会	社名															
係	鉄貿	計工事責任者	資格·	氏名															
者		名	称																
住	鉄	住	所																
所・		□大臣認定エ	場	工場の	カラング	ל													
氏	加工			認定	(登録	:) 年	月日		年	月	日	有効期	限	年	月	E	3		
名	ェ	□知事登録エ	場	認定	(登録	:) 番	号	第			号								
	場	溶接管理責	任者	所属						氏名	í			資	格				
		検 査 責	任者	所属						氏名	5			資	格				
		□外	注	外注标	负査機	関等の	の名称	i											
	社			住			所	ŕ											
	内			検査	員資	格・	氏名												
	検査	□社 内 検 査	部門	所	属	部	署												
	묘			検査	員資	格・	氏名												
	□鋼	材等の裏書き	ミルシー	 - 				□ボルト	・類の強	度試験	報告書	:		事監理	契約書	書 (写	(L)		
添	□鋼	材等の流通経	路を示	す書類				口高力が	ドルト現	場軸力	導入試	験報告書	□認:	定証・資	資格証	(写し	L)		
付	□溶	接部の検査報	告書(タ	卜観+超	音波排	架傷)		口高力ポ	ドルトの	締付け	検査報	告書	□鉄	骨製作	工場名	呂の現	場表示板	の写真	
書類	□溶	接部検査に関	する契	約書(写	掌 し)			口合成ス	スラブの	施工状	況報告	書	口各	工程の	工事写	真			
第	□溶	接部の強度討	談成績	書				□露出雪	型柱脚族	五管理	里報告書	-							
$\overline{}$																			

注1 溶接部を除く受入れ検査について、工事監理者が検査計画書及び検査依頼書に基づき依頼した技術者の所属、資格及び氏名等を記入する。

Ⅱ鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果

			· **	c. 検査等の実施年月日						
	a. 検査等の項目	b. 実施した試験	・快宜寺の万法	社内検査 注2	受け入れ検査 注3					
		(実施した項)	目をチェック)	鉄骨加工工場	工事施工者	工事監理者	検査機関			
		□書類審査 □大臣認定	と等のランク確認							
鉄肯	骨加工工場の決定 	□工場実地調査								
鉄骨	骨製作要領書・工作図の承認	□設計図書との整合 □]図書審査							
溶接	妾方法の承認	□製作要領書審査 □ 河	承認試験							
****		□資格証の確認 □溶技	接条件と資格の適合							
/合技	妾技能者の承認	□技量確認試験(実施・	他工事資料参考)							
休田	用鋼材等の受入検査	ロミルシートの確認 ロュ	立会検査							
区川		□鋼材判別器 □材質詞	試験 □()							
使用	用材料・製品等の受入検査	□ミルシート確認 □製品	品確認							
(高)	カボルト、スタッドボルトその他)	□立会検査 □()							
現÷	寸検査等	ロテープ合わせ 口床上	現寸図 口工作図							
2T 1		審査 □定規・型板検査								
切断	断後の鋼材材質の確認	ロマーキング確認 口切	板発注指示書確認							
الطالة		□確認試験 □()							
	□開先形状・角度 □ルート面・ルート間隔 □肌	几すき、食違	□目視							
組	口仕口部のずれ 口裏あて金・エンドタブ ロスカ	カラップ工法	□溶接ゲージ							
	ロスカラップ形状・寸法 口仮付け溶接 口内ダイ	イヤの取付け	□スケール							
立	★以下の項目は、2節目以降の組立検査時に確	認する	□製作要領書の確認							
	□予熱の方法と管理方法の確認 □予熱温度チ	- エック	□温度チョーク							
査	□パス間温度、入熱量の管理方法の確認と管理	の結果								
1	□ボルトの孔径 □孔心・孔間隔のずれ □摩擦	を接合面の確認	□目視 □ゲージ							
		□製品の社内検査報告	書確認							
	部 □部材表面検査 □部材寸法検査 □取り	合い部検査	□目視							
	の 精 □スタッド溶接検査 □高力ボルトの締め付	け検査	□ゲージ・スケール							
鉄	度 □スラグ、スパッタの除去 □()	□打撃曲げ試験							
_	□外観検査(精度、表面欠陥)	□目視 □溶接ゲージ	ロスケール							
骨	□超音波探傷検査(内部欠陥)	□超音波探傷試験 □()							
製				□第三者検査	機関による溶接部の受	- -入検査報告書の確認 □	契約書等確認			
			検査を実施した者の資格・氏名()							
製	溶 社内検査を実施した者の所属・資格・氏	名		検査を実施した	:者の資格・氏名(,			
製品の受	社内検査を実施した者の所属・資格・氏社	5名)			よる代行検査報告書の確認	•			
製品の受	技 技 力 内 は な は な は な は な は な は な り く と も な り く と り く と り く と り と り と り と り と り と り	名)	受 □工事監理者: 検	が指定した「技術者」に	よる代行検査報告書の確認	•			
製品の受	接 社内検査を実施した者の所属・資格・氏			受 入 検 査 活 (技術者」の所 結	が指定した「技術者」に 属・氏名(よる代行検査報告書の確認を記載して別に報告書を添)			
製品の受入	接 社内検査を実施した者の所属・資格・氏 付 内 検)	受入検査 「技術者」の所 査結 1 抜き取り検査	が指定した「技術者」に 属・氏名(を記載して別に報告書を添)			
製品の受入検	技 社内検査を実施した者の所属・資格・氏 社内検査の 会	数 合格率 補修方法)	受入検査結果のようでは、 「技術者」の所は表現り検査によっては、 「技術者」の所は表現り検査によっては、 「技術者」の所は表現り検査によっては、 「大概者」の所は表現り検査によっては、 「大概者」のの形は、 「大概者」。 「大概者」ののの形は、 「大概者」ののの形は、 「大概者」。 「大概者」のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	が指定した「技術者」に 属・氏名(査の場合は、次の項目:	を記載して別に報告書を添 ・抜き取り率・検査数)			
製品の受入検	技 社内検査を実施した者の所属・資格・氏 付 内 検査 (数 合格率 補修方法 記載して別に報告書を済)	受入検査 「技術者」の所 「技術者」の所 ・検査ロットの制	が指定した「技術者」に 属・氏名(をの場合は、次の項目: 構成方法・抜き取り方法	を記載して別に報告書を添 ・抜き取り率・検査数 定・補修方法等)			

	具合の処置 び検査結果 考察			
鉄骨	ーニー 骨工事施工要領書の承認	□設計図書との照合 □図書審査		
溶接	接方法の承認	□製作要領書審査 □承認試験		
溶接	接技能者の承認	□資格証の確認 □溶接条件と資格の適合 □技量確認試験 (実施・他工事資料参考)		
使用	用材料・製品の検査	ロミルシートの確認 ロ現場軸力導入試験		
(高)	5カボルト等))	
柱脚部	ボルトの据え付け状況 口露出型固定 	□設計図書との照合 □レベル □スケール □柱脚メーカーのチェックシート照合 □()	
建て方	□倒壊防止措置 □建て方精度	□施工要領書等との照合 □目視 □スケール □下げ振り		
ボルト工事・溶接工事	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□目視 □ゲージ □(□施工要領書等との照合 □温度チョーク □目視 □溶接ゲージ □スケール □目視 □溶接ゲージ □スケール □起音波探傷試験 □() □目視 □ゲージ □打撃曲げ試験 □スラブメーカーのチェックシート照合		○ □工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認
	査 結 1 全数検査(検査数 合格 (不合格部の補修箇所の)ま 2 抜き取り検査の場合は、次の項目・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・検査ロットの合否判定・補修方法等		査結果のまとめ	を
及び	具合の処置 び検査結果 考察			

注.2 左に揚げられた「a.検査等の項目」欄の項目について、社内検査として実施した項目を「b.実施した試験・検査等の方法」欄の項目から選んで、口をチェックする「c.検査等の実施年月日」欄にこれらを実施した月日を記入する。

注3 上記と同様に、3者がそれぞれの立場で、受入れ検査として実施した項目とこれらを実施した月日を記入する。このうち、工事監理者が自らの業務の一部を他 (本報告書様式第2面の「検査技術者(溶接部以外の受入れ検査)」欄に記載した技術者注、1参照)に依頼して、代行検査等に当たらせた項目については、工事監理 者に検査等の月日と当該「検査技術者」の氏名を記入する。